

改正

平成28年4月1日

平成31年3月27日

いわき市介護相談員派遣事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、介護サービスの提供の場を訪問し、介護サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者を登録し、申請のあった介護サービス事業者に派遣し、利用者の希望、疑問等を介護サービス事業者に伝える等の事業（以下「介護相談員派遣事業」という。）を行うことにより、利用者と介護サービス事業者との間の相互理解の促進を図り、もって派遣を受けた介護サービス事業者が提供する介護サービスの質的向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス いわき市介護保険条例（平成12年いわき市条例第11号）第2条第1項第1号に規定する介護サービスをいう。
- (2) 介護サービス事業者 いわき市介護保険条例第2条第1項第2号に規定する介護サービス事業者をいう。
- (3) 介護等の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務をいう。

(介護相談員)

**第3条** 第1条に規定する目的を達成するため、介護相談員を置く。

- 2 介護相談員は、介護等の業務又は福祉活動に従事した期間を有する者で、かつ、市長が必要と認める研修の課程を修了し、市長が作成する介護相談員登録簿（第1号様式）に登録されている者とする。
- 3 市長は、前項の登録をしたときは、当該登録に係る介護相談員に対し、介護相談員登録証明書（第2号様式。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。
- 4 介護相談員は、次条各号に掲げる活動を行うときは、登録証明書を携帯し、関係者の請求がある

ときは、これを提示しなければならない。

(介護相談員の活動)

**第4条** 介護相談員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 利用者の話を聞き、相談に応じること。
- (2) 介護サービス事業者が開催する行事等に参加すること。
- (3) 利用者の希望、疑問等を介護サービス事業者に伝え、意見の交換を行うとともに、必要に応じ、その結果を利用者に伝えること。

(介護相談員の派遣)

**第5条** 介護相談員の派遣を希望する介護サービス事業者は、介護相談員派遣申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、介護相談員の派遣の適否について決定し、介護相談員派遣決定通知書（第4号様式）により当該申請をした介護サービス事業者に通知するものとする。

(活動状況の報告)

**第6条** 介護相談員は、その活動状況について、介護相談員活動報告書（第5号様式）により、その月分を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

**第7条** 介護相談員又は介護相談員の職にあった者は、正当な理由なしに、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護相談員は、その活動上接する利用者に対し、特定の介護サービス事業者又は介護サービス事業者の提供する介護サービスの勧誘又は誹謗中傷をしてはならない。

(介護相談員の登録の消除)

**第8条** 市長は、介護相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の介護相談員登録簿から消除するものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる活動を行うことができなくなったとき。
- (2) 前条第1項の規定に違反して秘密を漏らし、又は同条第2項の規定に違反して勧誘若しくは誹謗中傷をしたとき。

- 2 前項の規定により介護相談員登録簿から消除された者は、速やかに、登録証明書を市長に返還しなければならない。

(庶務)

**第9条** 介護相談員派遣事業の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成14年3月1日から実施する。

**附 則** (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

**附 則** (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則** (平成31年3月27日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。